

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和8年5月13日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 調達内容

- (1) 件名 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託（単価契約）
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 実施期間 令和8年8月3日～令和8年12月28日
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所（仕様書のとおり）
- (5) 入札方法

入札金額については、納入に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下、予決令と略す。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条各号に該当しない者であること。
- (3) 予決令第72条の規定に基づき、令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」のA等級、B等級又はC等級のいずれかに格付けされている者であること。
- (4) 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入しており、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近2年間の保険料の未納が無いこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (9) 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 情報セキュリティ対策業者として、審査機関より「プライバシーマーク付与認定」(JISQ15001:日本工業規格)、「ISMS/ISO27001 認証」(ISO/IEC27001:国際標準規格、JISQ27001:日本工業規格)のいずれかを取得しており、かつ、過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (11) 個人情報等の取扱いについて別添「仕様書」に定める履行体制を確保できること。

3 電子調達システムの利用

本入札案件は、政府電子調達システムにより行う。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

4 入札関係書類

(1) 配布場所

佐賀第2合同庁舎4階(佐賀市駅前中央3丁目3番20号)

佐賀労働局総務部総務課(担当:会計第1係 田中) 電話番号:0952-32-7155

(2) 配布期間

本公告日から令和8年5月27日(水)まで

(3) 入札説明会

(1)の場所において令和8年5月27日(水)まで随時実施する。

入札説明書に関する照会は、上記(1)担当者にて受け付ける。

(4) 入札申込書等(証明書等)提出期限

令和8年5月28日(木)12時00分まで

(5) 入札書提出期限

令和8年5月29日(金)10時30分まで

ただし、紙入札により入札に参加し、入札書を持参する場合は、下記5入札会にて提出すること。

5 入札会の開札場所及び日時

(1) 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務部総務課横会議室

(佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階)

(2) 紙入札の開札日時

令和8年5月29日(金)11時00分 *開札後、電子調達システムへの登録を行う。

(3) 電子調達システムの開札日時

令和8年5月29日(金)11時15分

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書等書類の提出

この一般競争入札に参加する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類と併せて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 押印の不要

担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。

また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要（原則、電子契約による）

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託（単価契約）
- (2) 仕様
仕様書による。
- (3) 履行期間
仕様書による。
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (7) 本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式で参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 次の各号の一に該当する者であること。
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地

域で「役務の提供等」の A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされている者であること。

- ④ 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、をいう。）、労働保険に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。

（直近 2 年間の保険料の未納が無いこと。）

- ⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
⑧ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑨ 過去 3 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
⑩ 情報セキュリティ対策業者として、審査機関より「プライバシーマーク付与認定」（JISQ15001：日本工業規格）、「ISMS/ISO27001 認証」（ISO/IEC27001：国際標準規格、JISQ27001：日本工業規格）のいずれかを取得しており、かつ、過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

- ⑪ 個人情報等の取扱いについて別添「仕様書」に定める履行体制を確保できること。

(2) 入札参加申込書等（証明書等）の提出について

- ① この一般競争に参加を希望する者は、以下に示す場所に競争参加資格を有することを証明する下記書類を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
③ 一旦受領した書類は返却しない。
④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

(ア) 提出期限

令和 8 年 5 月 28 日（木）12 時 00 分まで

(イ) 提出場所

佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎 4 階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 田中） 電話番号：0952-32-7155

(ウ) 提出書類及び方法

○電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・一般競争入札参加申込書（別紙 1） ・誓約書（別紙 2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近 2 年間の社会保険及び労働保険の保険料の納入が証明できる書類（領収書の写しで可）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

<p>・「プライバシーマーク付与認定」(JISQ 15001：日本工業規格)又は「ISMS/ISO 27001 認証」(ISO/IEC27001：国際規格、JISQ27001：日本工業規格)のいずれかの取得が証明できる書類</p>	
---	--

○紙入札による場合

上記の書類に加え、「紙入札方式による参加にかかる理由書」(別紙3)を提出すること。

(3) その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約書の作成の要否

落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。なお、契約は、原則電子契約による。

(2) 契約条項を示す場所(問い合わせ先)

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課(担当：会計第一係 田中) 電話番号：0952-32-7155

(3) 入札説明会について

(2)の場所において令和8年5月27日(水)まで随時実施する。

入札説明書に関する照会は、上記(2)担当者にて受け付ける。

4 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

(1) 入札書の提出期限

令和8年5月29日(金)10時30分

(2) 入札書の提出場所

上記3(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<p>・入札金額内訳書(別紙4-2)*任意様式可 ・委任状(別紙5) *該当事のみ</p>	<p>スキャナ等により電子データ化したものを添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。</p>

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「入札書」(別紙4)を提出すること。

また、提出方法は持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によることとし、持参の場合は下記7の入札会にて提出すること。

- * 入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長)及び「令和〇年〇月〇日開札[入札件名]」を記入すること。
- * 郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札[入札件名]の入札書在中」の旨記入し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

(4) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。
- ③ 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 参加する資格を有しない者による入札
- ② 当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③ 書面による入札において記名を欠く入札
- ④ 入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑤ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦ 1人で2以上の入札をした者による入札
- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

6 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

7 開札（入札会）

（1）開札の場所及び日時

① 紙入札の開札場所

佐賀第2合同庁舎4階 佐賀労働局総務部総務課横会議室（佐賀市駅前中央3-3-20）

② 紙入札の開札日時

令和8年5月29日（金）11時00分から

③ 電子調達システムの開札日時

令和8年5月29日（金）11時15分から

（2）政府電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（3）郵送により入札書を提出した場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること（封筒に必要事項のほか、何回目の入札書であるかを必ず明記すること）。

（4）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

（5）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

（6）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

（7）入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の途中で開札場を退場することができない。

（8）開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う（開札場所については（1）と同じ）。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

8 入札の辞退

（1）入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて提出する。

（2）入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

（1）本入札説明書2又は4に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が

なされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とすることがある。

- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭あるいは電子調達システムにより通知するものとする。

1 0 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

1 1 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、契約内容がすべて履行された後、遅滞なく行うこととする。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (4) 当方の支払いは、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

1 2 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

1 3 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び政府電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、3(2)へ連絡すること。

1 4 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえ

て人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込致します。

1 件名 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級
「役務の提供等」 ()等級
- (2) 仕様書に示す規格・内容を調達することができる。 はい・いいえ
- (3) 予算決算および会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい・いいえ
- (5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。 はい・いいえ
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。 はい・いいえ
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者ではない。 はい・いいえ
- (8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。 はい・いいえ
- (9) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でない。 はい・いいえ
- (10) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により、行政処分等を受け又は送検されていないこと。 はい・いいえ
- (11) 入札説明書の交付を受けた者である。 はい・いいえ

(12) 入札業者情報(紙入札業者は必ず記入すること)

1 事業所名	
2 所在地	〒
3 代表者職氏名	
4 代表者電話番号(FAX番号)	FAX()
5 担当者所属名称	
6 担当者所属所在地	〒
7 担当者氏名	
8 担当者電話番号(FAX番号)	FAX()
9 担当者メールアドレス(任意)	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名又は代理人の氏名

※この申込書は、入札参加資格要件を確認する重要なものであるため、誤記入がないよう関係書類をすべて確認してから記載してください。

誓約書

- 私
 当社

は、下記1、2のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

また、下記3の事項につきまして誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は報告すべき事項を報告しなかった等のほか、この誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約相手方として不適当なもの

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約相手方として不適切な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 厚生労働省所管法令違反

- (1) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名(又は個人名)

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿(別紙2-2)を添付すること。

役員等名簿

法人名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	備考
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	
	()	T S 年 月 日 H	

(注)法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

紙入札方式による参加にかかる理由書

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託
(単価契約)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

入札書

¥	—
---	---

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

※直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

入札件名： 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)

契約条件： 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考：金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

入札書

(再度入札用)

¥	—
---	---

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

※直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

入札件名: 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)

契約条件: 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考: 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件 名】 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)

【委任事項】 ※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

委任状(復代理人用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規 殿

住 所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

今般下記の者を復代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件 名】 令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断
業務委託(単価契約)

【委任事項】※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

仕 様 書

1 件 名

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託（単価契約）

2 業務内容

佐賀労働局・管内労働基準監督署及び同公共職業安定所に所属する職員及び相談員等を対象に、次のとおり定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断を実施する。

なお、本件は単価契約とする。

(1) 検査項目 別表1のとおり

(2) 受診人数 別表1のとおり

なお、人数は予定数かつ概数であり、最低受診人数を保証するものではない。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年1月31日まで

(4) 実施期間 令和8年8月3日から同年12月28日まで

(5) 実施日時 実施期間中の業務時間内の午前中（8:30～12:00）とし、詳細は協議の上決定する。

(6) 実施場所 別表2に掲げる官署内の会議室等とし、詳細は協議のうえ決定する。

※健診車で検査を行う場合は、当該官署の駐車場内で行うこと。

※佐賀公共職業安定所職員の胸部エックス線及び胃検査は、佐賀労働局（佐賀市駅前中央三丁目3番20号）において実施する。

※官署での実施が困難な場合は、官署の近辺にて受診可能とするよう委託者が措置を行うこと。

(7) 報 告 実施した全検査項目について、電子データ（国が示す電子的標準様式（XML形式）に対応したもの）及び紙媒体での「健康診断結果報告書」を当局あて提供すること。また、健康診断結果の個人票への記載が必要なものは、すべて記載すること（胸部・胃部レントゲン、血液化学検査結果）。

電子データ及び健康診断実施報告書は令和9年1月29日までに提出すること。また、電子データについては40歳以上と40歳未満を容易に判別できる状態で提出すること。

3 健康診断の実施に係る留意事項

(1) 必要人員の配置

受託者は、各履行場所に医師及び看護師を、健診の実施に必要な人数配置すること。また、当該健康診断に必要と考えられる技師、補助者等を適宜配置すること。

(2) 会場設営

会場の設営は受託者が行うこと。

(3) 健診車の電源

健診車等用の電源については実施官署の電源を使用しても差し支えないが、電源コードの調達及び接続等は受託者で行うこと。

(4) 健康診断に使用する備品等

健康診断で使用する備品・消耗品については受託者が用意すること。

(5) 廃棄物の処理

健康診断に伴う廃棄物については、責任をもって受託者が処分すること。

(6) 有所見者の医療機関への紹介

実施した検査項目について、要医療・要精密の該当者に対して、精密検査の実施のための医療機関への紹介状を作成すること。

(7) 未受診者の措置

設定した実施日時に受診できなかった者（未受診者）に対しては、未受診者の勤務する官署の近辺にて受診可能とするよう努めること。

(8) 佐賀労働局及び佐賀公共職業安定所の健康診断

佐賀労働局における健康診断については、佐賀公共職業安定所職員分（胸部エックス線及び胃検査のみ）を含め3日間の範囲で実施することとし、佐賀公共職業安定所における健康診断（胸部エックス線及び胃検査以外の項目）については2日間に分けて実施すること。

4 個人情報の管理

(1) 情報セキュリティ対策

審査機関より「プライバシーマーク付与認定」（JISQ15001：日本工業規格）、「ISMS/ISO27001 認証」（ISO/IEC27001：国際標準規格、JISQ27001：日本工業規格）のいずれかを取得しており、かつ、過去に同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

(2) 個人情報漏洩等防止措置

受託者は、健康診断の実施に係る職員個々の個人情報に関して、個人情報の漏えい・紛失・き損又は個人情報への不正なアクセスを防止するよう適切な安全措置を講ずること。

(3) 作業場所等

本業務に係る一切の作業場所及びデータの保管場所は日本国内に限ること。

(4) 立入調査

本業務の履行状況を監督するため、労働局担当者が、履行開始時（契約後約1月以内）に受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。

ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由によりデータの保管場所への立入調査が困難な場合、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって立入調査にかえることができることとする。

(5) 個人情報の廃棄

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は佐賀労働局から廃棄の指示があった場合、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「データ等の利用後の廃棄について」を佐賀労働局に提出すること。

(6) 問題発生時の報告

健康診断の実施に係る職員の個人情報が漏えい、紛失・き損又は不正なアクセスを受けた場合、すみやかに佐賀労働局に報告すること。

報告連絡先 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課 会計第1係（担当 田中）

TEL 0952-32-7155 MAIL saga-kai1@mhlw.go.jp

5 その他

(1) 厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を契約後速やかに別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により佐賀労働局に報告すること。

*当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合があれば、次の専用窓口までご連絡ください。

① 書面（郵送）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

② FAX の場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

③ メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

① 一般定期健康診断		
	項 目	予定人数
1	既往歴及び業務歴、服薬歴、喫煙歴等	400
2	身長、体重、BMI、腹囲及び聴力、視力の検査	400
3	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	400
4	血圧測定	400
5	胸部エックス線検査（間接撮影）	350
6	尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン）	350
7	尿酸検査	350
8	心電図検査	350
9	血糖検査　〔グリコヘモグロビンA1C（HbA1C）〕	350
10	HDL コレステロール検査 LDL コレステロール検査 中性脂肪検査	350
11	貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数）	350
12	肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP、ALP）	350
13	風しん抗体検査	100
14	胃検査	100
15	便潜血反応検査（1日法）	250
16	眼底検査（両眼）	300
17	喀痰細胞診	50
② 定期特殊健康診断		
	項 目	予定人数
	【40歳未満】	300
	業務歴・既往歴・現病歴の調査	
	自覚症状の有無の調査	
	視機能検査（視力検査(5m・50cm左右両眼)、屈折、眼位、調整機能)	
	筋骨格系検査（握力、眼・上肢等の検査（診察））	
	【40歳以上】	250
	業務歴・既往歴・現病歴の調査	

自覚症状の有無の調査	
視機能検査（視力検査(5m・50 cm左右両眼)、屈折、眼位、調整機能)	
筋骨格系検査（握力、眼・上肢等の検査（診察））	

* 予定人数は概数であり、検査人数を保証するものではない。

【履行場所】

官 署 名	所 在 地	実 施 場 所
佐賀労働局 佐賀労働基準監督署	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	同左 (佐賀所のX線・胃検診を含む)
佐賀公共職業安定所	佐賀市白山2-1-15	同左 (X線・胃検診を除く)
唐津労働基準監督署	唐津市二夕子三丁目214-6 唐津港湾合同庁舎1階	同左
唐津公共職業安定所	唐津市熊原町3193	同左
武雄労働基準監督署	武雄市武雄町昭和758	武雄公共職業安定所
武雄公共職業安定所	武雄市武雄町昭和39-9	
伊万里労働基準監督署	伊万里市立花町大尾1891-64	伊万里公共職業安定所
伊万里公共職業安定所	伊万里市立花町通谷1542-25	
鳥栖公共職業安定所	鳥栖市東町1-1073	同左
鹿島公共職業安定所	鹿島市高津原二本松3524-3	同左

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省佐賀労働局と契約しました「令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

令和 年 月 日

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健康診断業務委託(単価契約)に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)

- ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
- ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
- ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
- ・ その他 ① (媒体等の種類を記載) — ② (廃棄方法を記載)

※ ①と②の組み合わせがない場合は「その他」に記載をお願いします。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 (以下「甲」という。) と、〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務 (以下「診断業務」という。内訳は別表1に定める。) の委託に関し、次の条項により契約を締結する。

記

第1条 (信義誠実の原則)

甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条 (契約目的)

乙は別紙仕様書に基づき診断業務を行い、甲は乙に対価を支払うものとする。

第3条 (契約金額及び数量)

この契約の検査項目及び契約単価並びに予定人数は別表1のとおりとする。

第4条 (契約保証金)

この契約の保証金を免除するものとする。

第5条 (契約期間)

この契約の期間は、契約締結日より令和9年1月29日まで効力を有するものとする。

第6条 (契約履行場所)

この契約の履行場所は別表2のとおりとする。

第7条 (秘密の保持)

乙は、この契約に基づく業務中に知り得た甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第8条 (監督)

甲は、この契約の履行に関し必要があると認めたときは、診断業務について甲の指定する職員に監督させ、必要な指示をさせることができる。

第9条 (検査)

乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

第10条 (代金の支払方法)

乙は、診断業務完了後、契約単価に受診人数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加えた金額

を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 甲は、厚生労働省共済組合佐賀労働局支部と合意書を取り交わした場合、両者が合意した検査項目費用については、厚生労働省共済組合佐賀労働局支部から一部または全部支出させることとし、乙はそれを了承するものとする。

第11条（遅延利息）

甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条に規定する期限内に対価を支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

第12条（契約の解除及び違約金）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- 二 乙が故意に契約の履行を遅延し、又は業務を粗雑にするなどの不当な行為があったとき。
- 三 乙が正当な理由もなく、契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- 四 乙が破産の宣告を受けたとき。
- 五 乙が解約を申し出たとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額の100分の10を乙から違約金として徴収するものとする。

第13条（危険負担）

天災その他の不可抗力又は乙の責に帰し得ない事由以外の原因により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

第14条（談合等の不正行為に係る解除）

甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第三号又は第四号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

第15条（談合等の不正行為に係る違約金）

乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

五 前条第1項第三号、第四号又は第五号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第16条（違約金に関する遅延利息）

乙が第12条及び第16条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

第17条（再委託）

乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第三号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式第1号により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は届出を行うこととする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第18条（再委託先の変更）

乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2号の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第19条（履行体制）

乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第3号により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第20条（権利義務の譲渡等）

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届けなければならない。

第21条（秘密の保持）

乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

第22条（個人情報の取扱い）

乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに様式第4号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経

緯、被害状況等について様式第5号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、個人情報の管理の状況について、様式第6号「個人情報管理状況報告書」により、年1回以上委託者に報告しなければならない。

8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。

9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

第23条（属性要件に基づく契約解除）

甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第六号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第24条（行為要件に基づく契約解除）

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第25条（表明確約）

乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第26条（下請負契約等に関する契約解除）

乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第27条 (契約解除に基づく損害賠償)

甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第28条 (不当介入に関する通報・報告)

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第29条 (価格情勢)

甲又は乙は、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由により契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第30条 (厚生労働省所管法令違反に係る報告)

乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第31条 (厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

第32条 (厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第33条 (紛争等の解決方法)

この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 佐賀県佐賀市駅前中央三丁目3番20号
支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 植松 久規

乙 ○○○○
○○○○
○○ ○○○○

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿
(佐賀労働局長経由)

名 称
代表者氏名 印

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務
再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿
(佐賀労働局長経由)

名 称
代表者氏名 印

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務
再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式第3号)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 殿
(佐賀労働局長経由)

名 称
代表者氏名 印

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務
履行体制図変更届出書

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務委託契約書第19条
の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

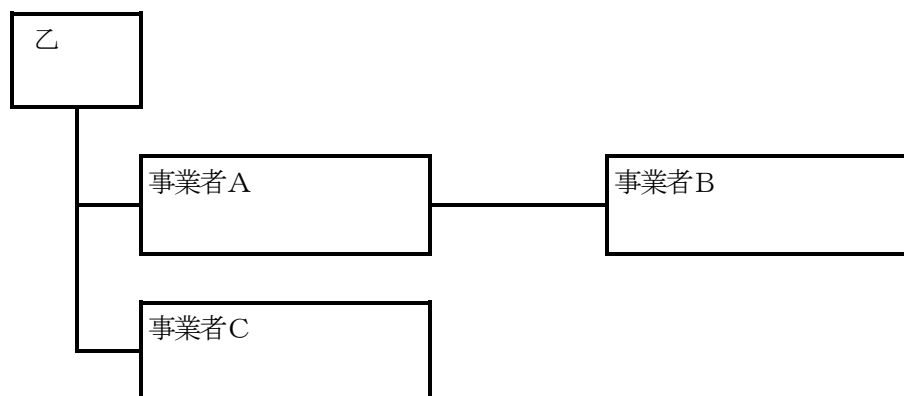
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀労働局長 殿

受託者名 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務委託契約書第22条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第5号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第○報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1) 委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2) 発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3) 発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4) 事案の概要					

(様式第6号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀労働局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

令和8年度佐賀労働局定期健康診断及び情報機器作業従事者にかかる健診業務委託契約書第22条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

別表1

契約金額内訳書

① 定期健康診断				
No.	検 査 項 目	予定人数	単価	合計金額 (税抜)
1	既往歴及び業務歴、服薬歴、喫煙歴等	400 人	円	0 円
2	身長、体重、BMI、腹囲及び聴力、視力の検査	400 人	円	0 円
3	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	400 人	円	0 円
4	血圧測定	400 人	円	0 円
5	胸部エックス線検査 (間接撮影)	350 人	円	0 円
6	尿検査 (蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン)	350 人	円	0 円
7	尿酸検査	350 人	円	0 円
8	心電図検査	350 人	円	0 円
9	血糖検査 [グリコヘモグロビンA1C (HbA1C)]	350 人	円	0 円
10	HDLコレステロール検査 LDLコレステロール検査 中性脂肪検査	350 人	円	0 円
11	貧血検査 (赤血球、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数)	350 人	円	0 円
12	肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GTP、ALP)	350 人	円	0 円
13	風しん抗体検査	100 人	円	0 円
14	胃検査	100 人	円	0 円
15	便潜血反応検査 (1日法)	250 人	円	0 円
16	眼底検査 (両眼)	300 人	円	0 円
17	喀痰細胞診	50 人	円	0 円
② 定期特殊健康診断				
	検 査 項 目	予定人数	単価	合計金額 (税抜)
	【40歳未満】	300 人	円	0 円
	業務歴・既往歴・現病歴の調査			
	自覚症状の有無の調査			
	視機能検査 (視力検査 (5m・50cm左右両眼)、屈折、眼位、調整機能 筋骨格系検査 (握力、眼・上肢等の検査))			
	【40歳以上】	250 人	円	0 円
	業務歴・既往歴・現病歴の調査			
	自覚症状の有無の調査			
	視機能検査 (視力検査 (5m・50cm左右両眼)、屈折、眼位、調整機能 筋骨格系検査 (握力、眼・上肢等の検査))			
			合計 (税抜)	0 円

履行場所

官 署 名	所 在 地	実 施 場 所
佐賀労働局 佐賀労働基準監督署	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	同左 (佐賀所のX線・胃検診を含む)
佐賀公共職業安定所	佐賀市白山2-1-15	同左 (X線・胃検診を除く)
唐津労働基準監督署	唐津市二夕子三丁目214-6 唐津港湾合同庁舎1階	同左
唐津公共職業安定所	唐津市熊原町3193	同左
武雄労働基準監督署	武雄市武雄町昭和758	武雄公共職業安定所
武雄公共職業安定所	武雄市武雄町昭和39-9	
伊万里労働基準監督署	伊万里市立花町大尾1891-64	伊万里公共職業安定所
伊万里公共職業安定所	伊万里市立花町通谷1542-25	
鳥栖公共職業安定所	鳥栖市東町1-1073	同左
鹿島公共職業安定所	鹿島市高津原二本松3524-3	同左